

令和3年度第1回沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会 議事概要

1 開催日時

令和4年2月16日(火) 14:00～16:00

2 開催場所

県庁1階 第1・2会議室

※委員の出席はオンラインを併用

3 出席者等

(出席)

砂川 昌範 委員(公立大学法人名桜大学学長)

西村 貞雄 委員(琉球大学名誉教授)

嘉数 道彦 委員(公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団芸術監督)

石田 むつみ 委員(日本公認会計士協会沖縄会会員(石田むつみ公認会計士事務所))

福地 敬 委員(一般財団法人沖縄美ら島財団事務局次長兼総務部長)

(欠席)

なし

以上 委員5名中5名出席

(事務局)

沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課

4 会議次第

1 開会

2 議事

(1) 沖縄県公立大学法人評価委員会条例の改正に伴う沖縄県公立大学法人評価委員会運営要綱及び沖縄県公立大学法人評価委員会傍聴要領の改正について

(2) 公立大学法人沖縄県立芸術大学の各事業年度の評価方針及び評価方法(案)について

3 閉会

5 配布資料

- ①会議次第
- ②座席表
- ③沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会名簿（令和2年7月31日現在）
- ④資料1 沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会について
- ⑤資料2 沖縄県公立大学法人評価委員会条例（改正前、改正後）
- ⑥資料3 沖縄県公立大学法人評価委員会条例 新旧対照表
- ⑦資料4 沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会運営要綱（案）
- ⑧資料5 沖縄県公立大学法人評価委員会運営要綱 新旧対照表
- ⑨資料6 沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会傍聴要領（案）
- ⑩資料7 沖縄県公立大学法人評価委員会傍聴要領 新旧対照表
- ⑪資料8 公立大学法人沖縄県立芸術大学各事業年度の評価方針及び評価方法（案）
- ⑫資料9-1～9-3 公立大学法人沖縄県立芸術大学 業務実績報告書（案）様式1～3
- ⑬資料10-1、10-2 公立大学法人沖縄県立芸術大学 業務実績評価書（案）様式4、5
- ⑭資料11 公立大学法人沖縄県立芸術大学 令和3年度業務実績 評価フロー
- ⑮参考資料 公立大学法人沖縄県立芸術大学の業務実績評価について

6 議事要旨

〔事務局〕

■ 配付資料の確認

■ 定足数の確認

委員 5 人中 5 人出席。沖縄県公立大学法人評価委員会条例第 6 条第 2 項による定足数を満たしている旨報告。

■ 沖縄県公立大学法人評価委員会運営要綱第 2 条第 2 項に基づき、西村委員長により議事を進行。

議事(1) 沖縄県公立大学法人評価委員会条例の改正に伴う沖縄県公立大学法人評価委員会運営要綱及び沖縄県公立大学法人評価委員会傍聴要領の改正について

〔委員長〕

- 事務局からご説明願いたい。

〔事務局〕

- 資料 1 から資料 7 により説明。

〔委員長〕

- ただ今の説明について、ご意見・ご質問があればいただきたい。

(特に意見等なし)

議事(2) 公立大学法人沖縄県立芸術大学の各事業年度の評価方針及び評価方法(案)について

〔委員長〕

- 事務局からご説明願いたい。

〔事務局〕

- 資料 8 から資料 11 により説明。

〔委員長〕

- ただ今の説明について、ご意見・ご質問があればいただきたい。

〔委員〕

- 評価の流れについて、まず、令和4年度1回目の評価委員会において法人へヒアリングや質疑応答を行った後、評価委員会として評価し、その評価に対する法人からの意見申し入れをする機会を、令和4年度2回目の評価委員会で設けるという理解でよいか。

〔事務局〕

- 評価委員会を何回も開催することは時間的に難しいと考えており、あらかじめ事務局で法人にヒアリングし、その内容を評価委員会委員に共有しながら評価案を作成、当該評価案を令和4年度第1回目の評価委員会で法人に提示し、例えば、法人と評価委員会の評価が異なるというような点などについて、法人と質疑応答することにより確認する、というような流れを想定している。
- よって、法人へのヒアリング、法人からの意見申し入れは、実質的には、令和4年度第1回評価委員会で行うこととなる。

〔委員〕

- 教育研究については、認証評価機関の評価を踏まえて実施するとしており、認証評価機関の評価は重要なものであると考えるが、認証評価機関はどこを予定しているか。

〔事務局〕

- 認証評価機関については、詳細な情報が手元にない。

〔委員〕

- 資料8の2ページ、5(1)の項目評価の「ア 業務実績の検証」において、数値データなど客観的な事実を用いて確認すると記載されているが、この数値データは、どのようなデータを誰がどのように求めるのか。事務局の方で必要だろうと思われるものを、法人の方に提供を求め、それが我々に提供されるということか。もしくは、評価委員会委員からリクエストすることになるか。

〔事務局〕

- 基本的には、事務局において法人からの報告書の内容等を確認し、それを委員の皆様にご提供していくという流れを考えている。今のところ、評価委員会委員から直接法人に求めることは想定していない。

〔委員〕

- 認証評価機関による評価について、県立芸大は、2020年度に一般財団法人大学教育質保証・評価センターによる評価を受けており、令和3年3月に、適格な大学であるとの評価が既になされている。
- 認証評価機関による評価は教育基本法に基づくものであり、7年以内ごとに評価を受けなければならないとの義務づけがなされている。
- 公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期計画は令和8年度が最終年度となると思うが、まずは、現在進行中の中期計画において、認証評価機関による評価で示された課題をクリアしていく必要がある。
- 県立芸大においては、収容定員の充足、定員の超過が改善を要する点とされていたと認識しており、今回の中期計画の中ではそれをクリアするような努力をしなければならないと考える。また、現行の中期計画の終了時には、次の中期目標等に反映させなければならないと考える。

〔委員〕

- 資料8の1ページ目の各評価について、「実施時期」を括弧書きとしているが、「ウ」等と別項目にしたほうが、いつ実施するかが明確となり、わかりやすいと考える。

〔委員〕

- 令和4年度は評価委員会を2回開催する予定でスケジュールが組まれているが、配布された参考資料の4ページ目、地方独立行政法人法第78条の2第2項に関して、公立大学法人は前項の評価を受けようとするときは設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後、3月以内に報告書を提出しなければならない、と規定されている。事業年度の終了時点は3月であるが、8月に評価を決定するというスケジュールは法的に問題ないか。

〔事務局〕

- 資料8に関する御指摘は検討して修正したい。
- 参考資料及びスケジュールに関する御指摘について、地方独立行政法人法第78条の2第2項においては、報告書の提出が事業年度終了後3月以内と規定されており、6月末までに法人から報告書を提出し、その後、評価委員会の評価を踏まえ8月に評価結果を決定するという流れで考えており、法的に問題ないと考えている。

〔委員〕

- 中期目標の見込評価の実施時期は第5事業年度とあるが、中期目標期間の毎年度見込評価を行うのではなく、第5事業年度1回きりということになるか。

〔事務局〕

- 参考資料の4ページ、地方独立行政法人法第78条の2第1項各号の規定に従い評価を行うが、第2号に、中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度に見込まれる実績を評価すると規定されている。中期目標期間の最後の年度の前々事業年度は4年度目、令和6年年度であるので、令和7年度に見込評価を行う。年度評価は毎年度行うが、見込評価と期間実績評価は1回実施する。

〔委員〕

- 条例等の新旧対照表について、附則は省略せず記載していただきたい。仮に省略する場合は、省略した旨を注記いただきたい。

〔委員長〕

- では、本日、委員の皆様から御確認のあった点について、事務局説明のとおりとしてよいか。また、委員の皆様から修正の提案があった資料について、御提案のとおり修正するという事によろしいか。その修正内容の確認は、委員長に一任していただくこととしてよいか。

(異議なし)

〔委員長〕

- 本日の議事は全て終了したので、事務局に進行をお返りする。

〔事務局〕

- 以上をもって、令和3年度第1回沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会を閉会する。

【閉会】